

臨時福祉給付金の申請受け付けを開始

平成26年4月に消費税率が8%へ引き上げられたことに伴い、所得の低い人の負担を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として「臨時福祉給付金」が給付されるものです。本年度は給付額などが昨年度と異なりますので、ご注意ください。

対象者

平成27年1月1日(基準日)時点で本市に住民票があり、平成27年度分の市民税(均等割)が課税されない人
※対象者を扶養する人が課税されている場合や生活保護の被保護者は対象外です。ただし、平成27年10月1日までに生活保護が廃止、または停止になった人は対象になります。

給付額

対象者1人につき6,000円(1回だけ)
※本年度は支給金額の加算措置がありません。

申請期間・窓口受付時間

8月3日⑧～来年2月3日⑨までの平日 9時～16時

受付場所

中央保健福祉センター 8階 臨時福祉給付金申請受付会場
※郵送による申請の場合は申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で申し込んでください。

DV被害者の事前申し出

配偶者からの暴力を理由に本市に避難している人のうち、事情により、基準日時点で本市に住民登録を移すことができていない人で、一定の要件に該当する場合は、事前に申し出をしていただくと、本市で給付申請ができます。

振り込み詐欺などにご注意を

この給付金の給付に関し、国や県、市が銀行・コンビニなどのATM(現金自動預け払い機)の操作をお願いすることなどは絶対にありませんので、十分にご注意ください。

⑧臨時福祉給付金事務局 ☎25-9711

第10回特別弔慰金の地区別受付会場

戦後70周年に当たり、戦没者等の尊い犠牲に思いを致し、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)が支給されることになりました。本市では請求者が多数になることが予想されており、下記のとおり「地区別受付会場」を設けますので、どうぞご利用ください。

対象者

平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位の遺族1人に支給
戦没者の死亡当時の遺族で
(1)平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
(2)戦没者等の子
(3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
(4)上記①②③以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪など)

支給内容

額面25万円(5年償還の記名国債)

請求期間

平成30年4月2日まで

地区別受付会場

日程	場所	日程	場所
8月10日⑧	西地区公民館	9月1日⑨	吉井地区公民館
11日⑧	柚木地区公民館	2日⑨	中里皆瀬地区公民館
12日⑧	九十九地区公民館	3日⑨	江迎地区公民館
17日⑧	北地区公民館	4日⑨	鹿町地区公民館
18日⑧	小佐々地区公民館	7日⑨	三川内地区公民館
19日⑧	早岐地区公民館	8日⑨	愛宕地区公民館
20日⑧	早岐地区公民館	9日⑨	江上地区公民館
21日⑧	日宇地区公民館	10日⑨	針尾地区公民館
24日⑧	南地区公民館	11日⑨	宮地区公民館
25日⑧	山澄地区公民館	14日⑨	広田地区公民館
26日⑧	相浦地区公民館	15日⑨	黒島地区公民館
27日⑧	大野地区公民館	16日⑨	中部地区公民館
28日⑧	崎辺地区公民館		
31日⑧	世知原地区公民館		

※地区別受け付け終了後、9月17日⑨～10月30日⑩までの間は市役所1階イベントホールで受け付けを行います。

⑨市民生活課 ☎24-1111

8月1日から介護保険の費用負担が変わります

高齢化が進む中、介護保険制度を維持するため、国による必要な見直しが行われました。次の項目について、8月1日から適用されますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

見直し内容

①負担割合の変更

一定以上の所得がある人は、介護サービスを利用したときの負担割合が1割から2割になります

65歳以上の第1号被保険者で、要支援または要介護の認定を受けている人に対して、市から7月中旬に「介護保険負担割合証」を送付します。この割合証に1割、または2割の区分を記載していますので、ご確認ください。
※割合証は介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービス事業者や施設に提示してください。

②高額介護サービス費支給制度の上限額の変更

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の負担の上限額が37,200円から44,400円になります

高額介護サービス費支給制度とは、サービス利用者が支払う1割負担分が所得区分に応じて設定した上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻す制度。今回の改正で、その上限額が変更されました。
※一定の要件を満たすと例外となる場合がありますので、詳しくはお尋ねください。

③食費・部屋代の負担軽減の基準の変更

食費・部屋代(室料+光熱水費)の負担軽減を受けられる人が非課税世帯員のうち、預貯金などの少ない人に限定されます

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、これらの施設のショートステイを利用する人の食費や部屋代は本人負担を原則としていますが、低所得の人については負担軽減を行っています。改正後は、預貯金等の金額を確認し、基準額を超える場合は負担軽減の対象外となります。
※配偶者が課税されている場合も本人負担となります。

④部屋代の負担の変更

特別養護老人ホームの相部屋(多床室)に入所する課税世帯の人などは、室料相当額を負担していただくこととなります

食費・部屋代の負担軽減を受けていない人が対象となります(世帯全員が市区町村税を課税されない人で、引き続き食費・部屋代の負担軽減を受ける人は変わりません)。自宅で暮らしている人や個室に入所している人との均衡を図るため今回見直しが行われました。
※具体的な相部屋代の負担額は各施設にお尋ねください。

⑩長寿社会課 ☎24-1111

災害に備えましょう!

「日頃からの備え」が大切

近年、全国各地で台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しています。風水害はどこにでも起こり得る身近な災害であり、日頃から備えておくことが大切です。台風や豪雨は時期や規模をある程度予測することができます。日頃から天気予報に気を配り、注意が必要なときには、テレビやインターネットなどで最新の情報を収集するようにしましょう。

台風の備えは早めに

雨や風が強くなってから対策を始めるのは危険です。台風の接近が予測されるときは早めに準備しましょう。

日頃から家屋の点検を

屋根、雨どい、ベランダなど家屋の周囲を点検し、日頃から備えをしておきましょう。

「自主防災組織」の結成を

自主防災組織とは、住民一人一人が「自分たちの命は自分たちで守る。自分たちの地域は自分たちで守る」という考えの下、地域の人が協力し合い、自主的に防災活動を行う組織です。自主防災組織が行う災害時の初期活動は被害を最小限に食い止めるのに大変有効です。市内では347(平成27年7月1日現在)の自主防災組織が活動しています。

結成時の支援

組織の世帯数に応じて、防災ラジオ、ハンドメガホン、防水シート、折りたたみ式リアカーなどの現物支給を行っています(支給は結成時だけ)。

組織結成後のサポート

研修会・訓練時には管轄の消防署から指導に出向くこともできます。詳しくはお尋ねください。

☎防災危機管理局 ☎23-9258

市総合防災訓練

9月1日の「防災の日」にちなみ、総合防災訓練を実施します。見学できますので、どうぞご来場ください。

と き 9月1日⑨9時30分～12時

ところ 陸上自衛隊相浦駐屯地

内容 初期消火訓練や負傷者救護訓練のほか、倒壊家屋からの救出や電気・ガス・通信手段等ライフラインの復旧訓練などを行います

☎防災危機管理局 ☎23-9258

特定創業支援で国などの優遇措置

本市では、市内での創業に関心がある皆さんを応援するため、複数の支援機関で相談窓口を設置し、専門スタッフが対応しています。支援機関で「特定創業支援」を受けると、創業経費の負担軽減につながる優遇措置を受けられる場合がありますので、お気軽にご相談ください。

対象者

創業希望者、創業後5年未満の人

支援機関

産業支援センター、佐世保商工会議所、佐世保市北部商工会、宇久町商工会、日本政策金融公庫、親和銀行、十八銀行、九州ひぜん信用金庫

特定創業支援事業

支援機関が対象者に対し、創業に必要な経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識が身に付くように1カ月程度(4回以上)の支援を行います

国や市中小企業創業資金融資制度の優遇措置

株式会社設立時の登録免許税の軽減(資本金の0.7%→0.35%)、融資限度額の拡大(1,000万円→1,500万円)など
※詳しくは市ホームページをご覧ください。

☎産業振興課 ☎24-1111

生活全般にわたる困りごと相談窓口

生活全般にわたる困りごとのある人を支援するため、新たなセーフティネットとして、「生活困窮者自立支援制度」が始まり、本市でも本年4月から生活困窮者自立支援事業を実施しています。各支援内容には要件がありますので、詳しくは下記までお尋ねください。

対象者

市内在住で、就労や家庭、健康、家計等に関することなど生活上の困難に直面し、経済的に困っている人

支援内容

自立相談支援事業

「あなただけの支援プランを作ります」

住居確保給付金支給事業

「家賃相当額を支給します」

学習支援事業

「子どもの明るい未来をサポートします」

☎佐世保市社会福祉協議会

相談窓口(自立相談支援機関)

受付時間 月～金曜 8時30分～17時15分

☎23-0265(直通、24時間対応)

精霊流しの実施場所など

とき・ところ

8月15日④(会場別の時間等は下表のとおり)

精霊船の大きさ

全長10m以内、担いだときの高さ3.5m以内、幅2.5m以内(全長2m以上の船は最寄りの警察署の許可が必要。受付期間は8月7日④まで)

名切会場への順路

大和町方面～佐世保駅前⇒国道の左端

佐世保駅前～名切交差点⇒国道の右端

小佐世保通り～国道に合流⇒市道の右端

山手方面～中央公園⇒市道の左端

裁判所方面～中央公園⇒市道の左端

大野、日野赤崎方面～名切交差点⇒国道の左端

※三ヶ町・四ヶ町アーケード内は通行できません。

市営バスの路線変更

花園経由 俵町→高梨経由で運行(19時～22時)

沖新町線 佐世保高専寮前を運行(14時～22時)

車両通行止め

中央公園スポーツ広場周辺(19時～22時)

会場、主催・連絡先など

会場	主催・連絡先	とき・ところ
名切	精霊流し実行委員会 ※連絡先は環境政策課	19時～22時 中央公園スポーツ広場
早岐	早岐地区自治会連合会 ☎38-2213	18時～22時 東町海岸(早岐瀬戸)
日宇	日宇商工振興会 ☎32-5618	18時～20時30分 佐世保高専グラウンド横
中里皆瀬	中里皆瀬地区連合町内会 ☎49-2114	18時～21時 中里皆瀬支所駐車場
相浦	相浦町協議会 ☎48-4259	17時30分～21時30分 水産市場横広場
吉井	吉井町万灯籠流し実行委員会 ☎64-2078	18時～22時 ポットホール公園駐車場
世知原	栗迎六区青年部 ☎76-2211	18時～20時30分 躍進の泉公園
小佐々	小佐々町保健環境自治連合会 ☎41-3111	19時～21時30分 大悲観公園駐車場、楠泊バス停前広場
鹿町	ふれあい口ノ里会 ☎65-3942	18時30分～21時30分 口ノ里埋立地横防波堤

注意事項

①花火の使用は許可を受けた人(腕章着用)しかできません。警察への届け出が必要です。

②道路や会場で精霊船を回転させたり、放り上げたりすることは危険ですので、絶対にしないでください。

③精霊船等の持ち込みは各会場の開催時間内をお願いします。

☎環境政策課 ☎31-6520

市職員採用試験の実施

試験日 9月20日⑧ 試験会場 長崎国際大学

受付期間 8月3日⑧～27日⑧

試験案内、申込書の配布場所

市役所本庁舎玄関案内、職員課(6階)、中央保健福祉センター玄関案内、各支所、宇久行政センター
※申込書は市HPからもダウンロードできます。

試験の種類	受験資格
事務職(高卒程度)	平成4年4月2日以降に生まれ、高校または短大(これらと同等と認められる学校を含む)を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ※4年制大学等を卒業した人や来年3月までに卒業見込みの人は受験できません。
土木(高卒程度)	平成4年4月2日以降に生まれ、高校または短大(これらと同等と認められる学校を含む)で専門課程を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ※4年制大学等を卒業した人や来年3月までに卒業見込みの人は受験できません。
事務職(身体障がい者)	次の①～③の全てを満たす人 ①昭和55年4月2日以降に生まれ、高校以上の学校(これと同等と認められる学校を含む)を卒業した人か、来年3月までに卒業見込みの人 ②申し込み日現在、身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人 ③自力による通勤ができ、かつ、介助者なしに事務職としての職務遂行が可能な人

※採用予定人員はいずれも若干名。

☎職員課 ☎24-1111

市消防職員採用試験の実施

試験日 9月20日⑧ 試験会場 長崎国際大学

受付期間 8月3日⑧～31日⑧

募集職種 消防職

採用予定 10数人程度

受験資格 平成3年4月2日以降に生まれ、高校以上の学校を卒業した人や来年3月までに卒業見込みの人、またはこれと同等以上の学力を有すると認められる人

※救急救命士を受験する人は昭和61年4月2日以降に生まれた人で、受験申込日現在、救急救命士の免許を有すること。

試験案内、申込書の配布場所

消防局総務課、各消防署・出張所、市役所本庁舎玄関案内、各支所、宇久行政センター

☎消防局総務課 ☎23-9251